

高知県公立学校教員大学院派遣要綱

第1 目的

この要綱は、上越教育大学大学院、兵庫教育大学大学院、鳴門教育大学大学院、愛媛大学大学院、高知大学大学院及び高知工科大学大学院（以下「大学院」という。）に本県公立学校教員を派遣することに関し、必要な事項を定める。

第2 派遣

大学院への派遣は、児童生徒の学力向上、生徒指導、道徳教育、特別支援教育及び情報教育等本県の教育課題を解決するため、実践的な研究を行う者を派遣することを原則とする。

第3 派遣教員の資格

大学院に派遣する教員（以下「派遣教員」という。）は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 現に公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教諭であって、かつ所属する学校種別ごとの一種免許状を有する者であること。
- (2) 教諭として3年以上学校に勤務した者であること。
- (3) 大学院修了後も、高知県において教員として勤務する意志を有する者で、本県教育課題解決の中核的・指導的役割を果たす者であること。
- (4) 心身ともに健全で、長期研修に耐え得る者であること。

第4 志願手続

派遣教員志願者は、大学院所定の様式による志願書に校長の推薦書及び所属する市町村教育委員会（義務教育関係のみ）の推薦書を添えて、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

第5 選考及び大学院への推薦

派遣教員は、市町村教育委員会（県立学校にあつては学校長）から推薦のあつた者について、教育長が別に定める大学院派遣者選考委員会の審議を経た後、教育長が決定し、該当大学長に推薦するものとする。

第6 その他

大学院以外の教育センター等において長期研修を行う者は、この要綱の規定にかかわらず、高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年教育委員会規則第9号）によるものとする。

第7 施行期日

この要綱は、平成8年3月13日から施行する。

改正	平成11年	1月	8日
改正	平成13年	5月	25日
改正	平成19年	5月	24日
改正	平成20年	9月	19日
改正	平成21年	5月	19日